

令和6年1月5日

別記団体 御中

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長

令和6年能登半島地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて（通知）

厚生労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年1月1日の令和6年能登半島地震に伴う医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の取扱いについて、別添のとおり、都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部長あてに通知しておりますので、貴会におかれましても、御了知いただくとともに、関係者への周知方よろしくお願い申し上げます。

以上

(別記)

一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 国立大学附属病院長会議
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 日本慢性期医療協会
社会福祉法人 恩賜財団済生会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
一般社団法人 日本精神科看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
防衛省人事教育局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課

医政総発 0105 第 2 号
医政地発 0105 第 4 号
医政支発 0105 第 1 号
令和 6 年 1 月 5 日

都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部長 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長

令和 6 年能登半島地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて

令和 6 年 1 月 1 日の令和 6 年能登半島地震に伴う医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の取扱いについて、都道府県等からお問い合わせがあった事項で、他の都道府県等にも周知する必要があると考えられる事項について、下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。これらの取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるため、通常の手続きを行うことが可能となった場合又は通常の手続きを行うことが可能となった場合以後にこれらの取扱いが常態化する場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

記

- 1 令和 6 年能登半島地震により、病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の建物の全部又は一部が破損し、医療の提供が不可能な場合において、これに代替する建物（仮設建物を含む。）又は建物内の他の部分において一時的に医療の提供を継続しようとする場合には、医療法第 7 条又は第 8 条の規定に基づく医療機関の開設に係る許可又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。また、その場合において、病院等の開設者が事前に当該建物等の安全を十分に確認するときには、同法第 27 条の規定に基づく使用前検査及び使用許可の手続き並びに同法施行規則第 24 条の 2 の規定に基づくエックス線装置の届出についても同様に適切な時期に事後

的に行うこととして差し支えないこと。

- 2 令和6年能登半島地震の被災地において、被災者に対し医療を提供するため、仮設診療所を開設する場合には、医療法の規定に基づく診療所の開設許可又は届出の手続きは、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。
- 3 令和6年能登半島地震による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないこと。
- 4 令和6年能登半島地震により、現に入院医療の必要な患者がいるものの、近隣の病院又は診療所の受入体制が十分でない等の緊急時においては、医療法施行規則第10条に規定される「臨時応急」の場合であることから、同条第1号及び第2号の規定に関わらず定員以上に患者を入院させること及び病室以外の場所に患者を入院させることは、認めて差し支えないこと。また、同条第3号に規定される病床の種別に関わらず、患者を入院させて差し支えないこと。
- 5 令和6年能登半島地震により病院又は療養病床を有する診療所の医師その他の従業者（以下「医師等」という。）が、被災したこと又は被災地を通行できないことによつて勤務できない場合には、当面の間、当該医師等を医療法施行規則第19条、第21条の2、第22条の2又は第22条の6に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。
- 6 令和6年能登半島地震により病院等の開設者が被災又は当該被災地内で医療活動に従事するため、被災前の病院等の休止の届出を行うことできないときは、当該届出を省略して差し支えないこと。
- 7 令和6年能登半島地震の被災地において、業務に支障が生じている医療法人又は地域医療連携推進法人については、社員総会又は評議員会の開催等の医療法の規定に基づく履行期限のない業務に現に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、可能な限り速やかに履行することとして差し支えないこと。

なお、これらの法人に係る事業報告書等の都道府県知事への届出等の履行期限がある業務の取扱いについては、別途示すこと。